

## 公立大学法人宮城大学情報戦略推進会議運営規程

令和4年8月1日

規程第186号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人宮城大学基本規則（平成21年宮城大学規則第1号。以下「規則」という。）第19条の2第1項の規定により、公立大学法人宮城大学（以下「法人」という。）に置かれる情報戦略推進会議の組織、運営等に関し、同条第7項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 情報戦略推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- 一 法人の保有する情報（以下「法人保有情報」という。）の収集・活用等方針に関すること。
- 二 法人保有情報の収集、管理及び分析に関すること。
- 三 法人保有情報の活用による理事会、経営審議会、教育研究審議会その他の法人又は大学の組織における審議等の支援に関すること。
- 四 その他法人保有情報に関し理事会が必要と認める事項に関すること。

(構成)

第3条 情報戦略推進会議は、次に掲げる委員をもって構成する。

- 一 理事長
- 二 学長兼副理事長
- 三 理事長が指名する理事
- 四 理事長が指名する副学長
- 五 規則第38条第1項に規定する教育推進センター等の長
- 六 規則第39条第1項に規定する情報システムセンターの長
- 七 事務局長

(委員長及び副委員長)

第4条 情報戦略推進会議の委員長及び副委員長は、理事長及び委員長が指名をする委員をもって、それぞれ充てる。

- 2 委員長は、情報戦略推進会議を主宰し、及び代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理し、委員長が欠員のときはその職務を行う。

(会議)

第5条 情報戦略推進会議の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 情報戦略推進会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 情報戦略推進会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要と認めるときは、専門的知識を持つ者など、委員以外の者の出席を求め、参考意見を聴くことができる。

(委員長の権限)

## 第1編組織運営 情報戦略推進会議運営規程

第6条 委員長は、情報戦略推進会議において議決した事項については、これを全学に実施するものとする。

2 委員長は、情報戦略推進会議において議決した事項については、学群長、基盤教育群長、研究科長等に指示を行うことができる。

(情報戦略推進室)

第7条 情報戦略推進会議に、規則第19条の2第5項の規定により、情報戦略推進室を置く。

2 情報戦略推進室は、第2条第2号に掲げる事項を分担することとし、委員長からの要請があったときは、必要な情報の収集及び分析を行い、その結果を委員長に報告するものとする。

3 情報戦略推進室は、次に掲げる者をもって組織する。

一 室長及び副室長

二 その他室長が必要と認める者

4 室長は、情報戦略推進室の事務を掌理する。

5 副室長は、室長を補佐するとともに、室長に事故があるときはその職務を代理し、室長が欠員の時はその職務を行う。

6 第3項に掲げる者の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

(報告)

第8条 委員長は、情報戦略推進会議の議事について、定期的に経営審議会及び教育研究審議会に報告するものとする。

(庶務)

第9条 情報戦略推進会議の庶務は、事務局企画・入試課において処理する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、教育研究審議会の議を経て行うものとする。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、情報戦略推進会議の運営に必要な事項は、委員長が情報戦略推進会議に諮って定める。

附 則 (R4.6.29 第187回理事会)

この規程は、令和4年8月1日から施行する。

附 則 (R5.6.28 第200回理事会)

この規程は、令和5年6月28日から施行する。

附 則 (R6.3.27 第209回理事会)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。